

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合						備考
									再就職の役員の数(機構)	再就職の役員の数(国)	公益法人の区分	国又は都道府県所管の区分	応募者数		
住宅融資保険システムに係る業務アプリケーションの改修業務	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月4日	株式会社HS情報システムズ 東京都文京区小石川1-1-17	2010001080815	(公募) 政府調達規程第11条第2号 本件は、住宅融資保険システムのソフトウェアの改修業務を調達するものである。 本件業務の履行が可能な者は左記事業者であるとして、本件業務の提供を行う意思のあるものの有無を公募により確認する手続(令和4年9月26日公示)を行ったところ、参加申込書の提出があり入札手続に移行したが、左記事業者以外の入札が行われなかったため随意契約したものである。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため非公表	110,000,000	-	-	-	-	-	-	-	
「広報紙ほっかいどう」3月号への広告掲載	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月11日	株式会社電通北海道 北海道札幌市中央区大通西5-11-1	2430001010952	会計規程第25条第1項第4号 北海道内における【フラット35】の周知・推進のため、道庁発行の広報誌である同誌に広告を掲載した。広告枠の唯一の提供元である代理店の同社と随意契約を行ったものである。	3,190,000	3,190,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
ホームページシステム基盤運用等業務	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月17日	日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田2-17-1	4010701022825	(公募) 会計規程第25条第1項第6号 本件は、機構ホームページ公開に使用しているホームページシステムの安定稼働に必要な基盤、データセンター、ネット回線等のサービス、運用及び保守業務等を調達するものである。 本件業務の履行が可能な者は左記事業者であるとして、本件業務の提供を行う意思のあるものの有無を公募により確認する手続(令和4年11月25日公示)を行ったところ、参加申込書の提出がなかったため、左記事業者と随意契約したものである。	52,728,940	52,624,000	99.80%	-	-	-	-	-	-	
東北支店新事務所における駐車場賃借	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月20日	森トラスト株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-17	8010401029670	会計規程第25条第1項第6号 事務所と同一ビル内の駐車場を利用するためには、当該事務所賃主と契約する必要があるため、同社と随意契約したものである。	2,352,571	2,352,571	100.00%	-	-	-	-	-	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第189回住宅金融支援機構債券)	理事長 毛利信二 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月25日	大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-1 パークレイズ証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1	9010001063235 4010401086856 7010001008687	(企画競争) 会計規程第25条第1項第6号 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(令和3年12月13日公示)による評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	226,710,000	226,710,000	100.00%	-	-	-	-	-	-	
近畿支店新事務所清掃等管理業務委託	契約担当役 吉徳光男 東京都文京区後楽1-4-10	令和5年1月27日	株式会社サンケイビルマネジメント 東京都港区西新橋1-2-9	9010001071915	会計規程第25条第1項第4号 事務所賃貸契約書等により貸主指定の事業者が清掃を行うこととされているため同社と随意契約したものである。	8,606,400	8,606,400	100.00%	-	-	-	-	-	-	

(注)
会計規程第30条の2に基づく公表である。